

## 富津市防災會議会議録

1 会議の名称	令和 7 年度第 1 回富津市防災會議
2 開催日時	令和 7 年 1 月 10 日 午後 3 時 00 分～午後 4 時 00 分
3 開催場所	富津市役所 1 階 大会議室
4 審議等事項	富津市国土強靭化地域計画の策定について 富津市地域防災計画の一部修正について
5 出席者名	○会長 富津市長 高橋 恭市 ○第 1 号委員 関東農政局千葉県拠点 地方参事官 阿部 知康（代理 主任農政推進・地域防災官 大胡 真一） 木更津海上保安署長 田上 真理子 銚子地方気象台長 白石 昇司 ○第 2 号委員 陸上自衛隊高射教導隊 第 4 高射中隊長 宮野 隆重 ○第 3 号委員 君津地域振興事務所長 陣野 正美 君津土木事務所長 古谷野 克己（代理 次長 鈴木 智久） 君津健康福祉センター長 金井 要（代理 副センター長 峯島 喜明） 木更津港湾事務所長 野村 拓司 ○第 4 号委員

	<p>富津警察署長 嶋田 智之（代理 警備課長 植田 昌弥）</p> <p>○第5号委員</p> <p>富津市副市長 中山 正之</p> <p>富津市総務部長 石川 富博</p> <p>富津市企画政策部長 阿部 淳一郎</p> <p>富津市市民部長 木村 美文</p> <p>富津市健康福祉部長 小野田 隆博</p> <p>富津市建設経済部長 棟方 雅典</p> <p>○第6号委員</p> <p>富津市教育長 山下 秋一郎</p> <p>○第7号委員</p> <p>富津市消防長 庄司 健一</p> <p>富津市消防団長 澤田 正弘（代理 副団長 藤倉 薫）</p> <p>○第8号委員</p> <p>NTT 東日本（株）千葉事業部千葉支店長 井上 曜彦（代理 災害対策室 課長 小島 保規）</p> <p>東京ガス（株）千葉支社長 清田 修（代理 副支社長 山内 義実）</p> <p>○第10号委員</p> <p>かずさ水道広域連合企業団 技師長 鶴村 均 富津市立富津小学校 教頭 小谷 美和</p>
6 公開又は非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 • 一部非公開 • 非公開
7 非公開の理由	富津市情報公開条例第23条第1号に該当 (理由)
8 傍聴人数	0人（定員 5人）

9 所管課	総務部防災安全課防災安全係 電話 0439-80-1266
10 会議録 (発言の内容)	別紙のとおり

上記会議の経過を記載し、事実と相違ないことを証するためにここに署名する。

## 富津市防災会議 会議録

発言者	発言内容
事務局	大変、お待たせしました。委員の皆様にはご多用中にもかかわらず、ご出席を賜り誠にありがとうございます。
事務局	開会に先立ちまして、本日は、会議傍聴者はございませんでしたことをご報告いたします。また、会議録作成のため録音いたしますのでご承知おきいただきますようお願いします。
	～資料確認～
事務局	資料が不足されている方はいらっしゃいますか。
委員一同	・・・(過不足なしの声多数)・・・
事務局	それでは、ただ今から、令和7年度第1回富津市防災会議を開会させていただきます。
事務局	私は、本日の進行を務めます、総務部防災安全課 防災安全係長の藤平と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
事務局	本日、ご多用中ご臨席賜りました委員の皆様のご紹介につきましては、お時間の都合上、会議資料の名簿にて、ご紹介に代えさせていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。
事務局	続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。 総務部防災安全課長の養田でございます。主幹の緒方でございます。主任主事の山口でございます。

事務局	今回、計画改定の委託業務を手掛ける、株式会社ぎょうせいの砂原主任研究員でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
事務局	恐れ入りますが、着座にて進めさせていただきます。
事務局	次に会議次第2の「会長あいさつ」でございます。 会議開会にあたり、本会議の会長であります、富津市長高橋恭市よりごあいさつを申し上げます。
富津市長	～市長挨拶～
事務局	次に会議次第3の「議題」に入りますが、これから議事進行につきましては、富津市防災会議条例第3条第3項の規定により、高橋会長にお願いいたします。
会長	それでは、議題に入ります。まず、会議録の署名人を決めたいと存じますが、私に一任させていただいて、ご指名する方にお願いすることでご承認いただけますか。
委員一同	・・・(異議なしの声多数)・・・
会長	ありがとうございます。それでは、木更津港湾事務所長の野村委員と富津市立富津小学校教頭の小谷委員に署名人をお願したいと思いますので、よろしくお願いいいたします。
会長	それでは、議題第1号の「富津市国土強靭化地域計画の改定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、富津市国土強靭化地域計画（素案）について、ご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

	<p>始めに、本日の議題につきましては、この場でご承認を頂くというものではなく、各委員の皆様から、計画についてご意見を頂くというものでございます。</p> <p>また、計画書の分量も多いことから、本会議以降も一定の期間を設け、11月21日（金）までに、ご意見等がございましたら、事務局までお願いしたいと考えておりますので、あらかじめご留意願います。</p>
事務局	<p>それでは、内容のご説明に入ります。</p> <p>なお、説明につきましては、全ての内容を網羅的に行うではなく、計画書の全体像が分かるよう、重要な点について説明を行わせていただきます。</p> <p>それでは、計画書素案の1ページ、タブレットでは5ページをご覧ください。</p> <p>第1章 総論としまして、1 計画改定の背景と趣旨でございます。国土強靭化は、災害に対して、これまでの「事後対策」から、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な社会を平時から作り上げることが重要であるとの観点から、平成25年12月の「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」に基づく取組でございます。国土強靭化をめぐる昨今の主な動きといたしましては、国においては、令和5年7月に新たな国土強靭化基本計画が策定され、また、千葉県においては、千葉県国土強靭化地域計画が令和4年3月に修正されているところでございます。</p> <p>本市においても、令和3年3月に「富津市国土強靭化地域計画」を策定し、国土強靭化を推進しているところですが、本計画の期間が令和8年3月をもって満了となることから、国や県の動きと一体となり、頻発化・激甚化する風水害や切迫する大地震が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域づくりを更</p>

	に進めていくため、計画を改定するものでございます。
事務局	<p>次の 2 ページをご覧ください。</p> <p>2 計画の位置づけ（1）法的な位置づけ及び関連計画との関係でございますが、この計画は、基本法第 13 条に基づくものであり、国の国土強靭化基本計画と千葉県国土強靭化地域計画との調和を保ちつつ、令和 4 年 6 月策定の「富津市みらい構想」と整合を図りながら、各種分野別・個別計画における国土強靭化に関する指針となる計画でございます。</p> <p>次に、(2) SDGs との関係ですが、本計画は、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」のうち、「11 住み続けられるまちづくりを」を中心とした SDGs の達成に貢献するものでございます。</p>
事務局	<p>次の 3 ページをご覧ください。</p> <p>3 の計画期間については、国の基本計画に準じ、おおむね 5 年ごとに見直すこととし、令和 8 年度から 12 年度までといたします。ただし、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものといたします。</p>
事務局	<p>次の 4 ページをご覧ください。</p> <p>参考として、地域防災計画との違いでございますが、地域防災計画は、地震・津波、風水害等の災害リスクごとに、予防対策、応急対策、復旧対策について定めておりますが、国土強靭化地域計画は、発災前における施策を対象とし、あらゆるリスクを見据え、いかなる事態が発生しようとも最悪の事態に陥ることを避けるべく、富津市における地域特性を考慮しつつ行政機能や地域社会、地域経済など、地域全体としての強靭化に関する総合的な指針となるものでございます。</p>

事務局	<p>次の 5 ページをご覧ください。</p> <p>4 地域を強靭化する上での目標のうち、(1) 基本目標ですが、国や千葉県と同様、「いかなる大規模自然災害が発生しようとも」 I 人命の保護が最大限図られること、II 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること、III 市民の財産及び公共施設の被害の最小化、IV 迅速な復旧復興、と設定いたしました。</p> <p>次に (2) 事前に備えるべき目標として、ただ今申し上げた 4 つの基本目標に基づき、大規模自然災害を想定してより具体化し、達成すべき「事前に備えるべき目標」として、下段にあります 6 つの目標を設定いたしました。こちらも国の基本計画に沿った目標となっております。</p> <p>次の 6 ページをご覧ください。</p> <p>5 計画の構成については、国の指針である「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」を参考に、こちらに示した流れで進めてまいりました。なお、第 2 章の脆弱性評価や、第 3 章の強靭化の推進方針については、庁内関係各課を対象とした説明会を実施の上、関係各課において現状の施策の脆弱性を分析・評価し、本計画への推進方針や取組の設定を行ったものでございます。</p> <p>次の 7 ページをご覧ください。</p> <p>第 2 章 脆弱性評価ですが、国土強靭化の取組は、大規模自然災害等による被害を回避するための対策や、国土利用・経済社会システムの現状のどこに問題があるかを知る「脆弱性評価」を行うとともに、これを踏まえて、これから何をすべきかという「対応方策」を検討し、重点度・優先度に応じて施策を推進していく点が特徴でございます。</p>
-----	--

	<p>これにより国土強靭化に必要な施策を効率的、効果的に実施することが可能となる重要なプロセスでございます。</p> <p>脆弱性評価の実施に当たっては、国の「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」に沿って、対象とする大規模自然災害、起きてはならない最悪の事態、国土強靭化に関する施策分野を設定し、評価を実施いたしました。</p>
事務局	<p>次の 8 ページをご覧ください。</p> <p>市の地域特性として、(1) 自然特性が 8 ページ、(2) 社会・経済特性が 9 ページと 10 ページに記載をしております。</p>
事務局	<p>次の 11 ページをご覧ください。</p> <p>2 の想定するリスクについては、地震・津波・液状化に対する想定リスクを 11 ページから 13 ページに、風水害等に対する想定リスクを 14 ページから 18 ページにかけて記載をしております。</p> <p>なお、具体的な想定につきましては、富津市地域防災計画で想定しているリスクと同様でございます。</p>
事務局	<p>それでは次の 19 ページ、タブレットでは 23 ページをご覧ください。</p> <p>3 の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定につきましては、国の基本計画を参考にしつつ、想定したリスク及び本市の特性を踏まえて設定した 6 つの「事前に備えるべき目標」に対しまして、その妨げになるものとして 28 の「起きてはならない最悪の事態」を 20 ページにかけて設定しております。</p>
事務局	<p>次の 20 ページをご覧ください。</p> <p>4 の国土強靭化に関する施策分野についてですが、本市の強靭</p>

	<p>化に向けた取り組みを推進していくための施策分野については、リスクシナリオを回避するために必要な施策を念頭に置きつつ、国の基本計画や千葉県の地域計画を参考として、11の個別施策分野と2つの横断的分野を設定いたしました。</p>
事務局	<p>次の21ページをご覧ください。</p> <p>5 脆弱性の分析・評価といたしまして、実施手順については、表にありますとおり、リスクシナリオを縦軸に、施策分野を横軸にし、まず、起きてはならない最悪の事態を回避するために必要な取組を整理しまして、次に、施策ごとの課題や進捗状況を把握し、「起きてはならない最悪の事態」の回避が可能であるか、不可能である場合に何が足りないかを“脆弱性”として評価し、対応方策の検討を行いました。</p> <p>なお、脆弱性の分析・評価結果につきましては、次章の「第3章 強靭化の推進方針」において、リスクへの対応方策と合わせて示すとおりであり、その主なポイントは22ページにかけて、4つであります。</p>
事務局	<p>次の23ページをご覧ください。</p> <p>第3章 強靭化の推進方針といたしまして、1リスクシナリオごとの推進方針については、先の脆弱性評価の結果を踏まえ、基本目標の達成に向け、ハード・ソフト両面から市域の強靭化を図るための推進方針を23ページから83ページにかけて定め、計画の進捗管理に活用する指標を設定しております。</p> <p>お時間の都合上、一つ一つの説明は省略させていただき、代表例をとってご説明いたします。</p> <p>資料23ページの、目標1「あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ」という事前に備えるべき目標に対し、「大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・</p>

「大規模倒壊による死傷者の発生」というリスクシナリオを設定し、これに関する脆弱性評価として、(住宅・建築物等の安全対策の推進)の中で、「令和6年度末における市内の住宅の耐震化率の目標95%を下回っている状況であり、耐震化をより進める必要がある。」との結果から、今後必要となる取組として、次の24ページになりますが①「住宅・民間建築物の耐震化」を建設経済部において、防災・安全交付金を活用し、木造住宅の耐震化、及びブロック塀等の除却事業を推進する。という推進方針を定めております。

また、推進方針の主な取組があればその下に記載をし、目標の数値化が可能な取組につきましては、富津市みらい構想や個別計画等で設定をしている指標との整合に留意しつつ、重要業績指標として記載をしております。

事務局

さらに、ページが飛びますが計画書の96ページ、タブレットでは100ページをご覧ください。

資料編では、施策分野ごとに推進方針を表として整理しております。

このうち「No.1、住宅・民間建築物の耐震化」において、先ほどの施策の概要や主な取組に加え、事業の概要や所管部署、該当するリスクシナリオの番号が記載されております。

このようなつくりで、以降の推進方針につきましても定めております。

目標2に対するリスクシナリオについては、37ページ、タブレットでは41ページから、目標3に対するリスクシナリオについては、57ページ、タブレットでは61ページから、目標4に対するリスクシナリオについては、59ページ、タブレットでは63ページから、目標5に対するリスクシナリオについては、67ページ、タブレットでは71ページから、目標6に対するリスクシナリオについては、75ページ、タブレット

	では79ページから記載をしております。
事務局	<p>それでは、資料84ページ、タブレットでは88ページをお開き下さい。</p> <p>2 施策分野ごとの推進方針・取組ですが、計画の実効性を確保し、国土強靭化の取組を着実に推進するため、13の施策分野ごとの推進方針として整理するとともに、推進方針に基づき実施する主な取組について、先ほどの資料「施策分野ごとの施策・取組一覧」にて施策分野ごとに整理をしております。</p> <p>次に、3 施策の重点化（1）重点化の考え方でございますが、大規模自然災害の発生に備えた防災・減災に係る施策を、限られた人員や予算で効率的・効果的に推進していくためには、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）が回避されなかつた場合の影響の大きさや、重要性等を考慮した上で施策の重点化をはかることが必要となります。</p> <p>本市では、浸水想定区域や土砂災害警戒区域が広く指定されていることからも、「人命保護に直接関わる事態」に関する施策を重点化の対象といたします。</p> <p>また、先の熊本地震では、被災により基礎自治体の行政機能が大きく妨げられ、市民生活の迅速な復旧・復興等に大きな支障をきたすことが明らかとなつたことから、「行政機能の大幅な低下につながる事態」も併せて回避を優先する事態とし、これに関する施策も重点化の対象とします。</p> <p>なお、この考え方につきましては、現在の富津市国土強靭化地域計画と同様の方針となっております。</p>
事務局	<p>次に85ページをご覧ください。</p> <p>（2）重点化する施策については、先の重点化の考え方を踏まえた施策としまして、表に掲げる「人命保護に直接関わる事態」について9つの事態、「行政機能の大幅な低下につながる事</p>

	態」に関して2つの事態を重点化施策といたします。
事務局	<p>次の86ページをお開きください。</p> <p>第4章 計画の推進と進捗管理について、1の推進体制でございますが、市をはじめ、国、県、民間事業者、NPO団体、市民等の英知を結集し、本市の総力をあげた体制で、各々が単独または連携して取組むものといたします。</p> <p>次に、2の計画の進捗管理と見直しについてですが、PDC Aサイクルにより効果的な施策推進につなげ、今後の社会経済情勢の変化、国及び県の強靱化施策や市の各種分野別・個別計画の取組状況などを考慮し、適宜、見直しを行ってまいります。</p>
事務局	<p>それでは次に、別資料として、A4横の、富津市国土強靱化地域計画進捗管理シート、タブレットでは07-2富津市国土強靱化地域計画進捗管理シートをご覧ください。</p> <p>こちらは、現在の富津市国土強靱化地域計画の進捗を、例年12月に管理しているシートであり、参考資料としてご用意をしております。</p> <p>本日は、こちらの説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>事務局の説明は終わりました。続いて質疑に入ります。</p> <p>何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
会長	<p>君津健康福祉センター副センター長の峯島委員、お願ひいたします。</p>
峯島委員	<p>31ページの要配慮者の安全確保対策の強化ということで、要配慮者利用施設への避難確保計画の作成等がありますが、令和7年度で、22施設分の15施設という状況になっているよ</p>

うなのですが、平成29年から要配慮者利用施設について作成が義務付けられていたり、避難訓練を実施していただく必要があるということで、君津保健所においても社会福祉施設、保育所、医療機関等に対して立ち入り調査とか監査を実施した際に策定について確認しているところであります。

令和5年11月時点で多分前回の地域防災計画の方が改定され、対象施設が22施設に増えて、まだ作成が進んでないところがあるということなのですが、既に2年経っている状況で、まだ7施設が策定されてないという状況にあるのは、進みが遅いようにも感じます。要配慮者利用施設などで子どもや老人、災害時弱者などの方々がいらっしゃるところなので、早めに策定していただければと思います。

会長 事務局より答弁を求めます。

事務局 ご意見ありがとうございます。避難確保計画につきましては、委員が仰られますとおり、利用される要配慮者の方の安全を確保するために非常に重要な計画となっております。

やはり、各施設や各事業者が作成主体という形になりますので、市といたしましても十分な作成支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。

会長 ほかにご意見、ご質問等はございませんか。

委員一同 ・・・(意見なし)・・・

会長 それでは、本日から11月21日までを、本計画素案の意見照会期間とし、ご意見、ご質問等ある場合は、別途事務局が用意する様式にて、書面によりご提出いただくということで、異議はございませんか。

委員一同	・・・(異議なしと呼ぶ者あり)・・・
会長	続きまして、会議次第4の「報告」に入ります。報告第1号「富津市地域防災計画の一部修正について」を報告いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、報告第1号「富津市地域防災計画の一部修正について」、ご説明いたします。着座にて失礼いたします。
事務局	富津市地域防災計画につきましては、修正の必要があると認めるときは、富津市防災会議の承認を得て修正するものとしておりますが、軽易な事項等につきましては修正内容を富津市防災会議に報告することとしております。 富津市地域防災計画については、令和5年度に本防災会議において修正をしているところですが、今回、その後に発生した修正事案について報告をするものです。
事務局	なお、富津市地域防災計画の構成について簡単にご説明いたしますと、第1編が地震・津波編、第1編の附編が東海地震に係る周辺地域としての対応計画、第2編が風水害編、第3編が大規模事故編、そして資料編となっております。
事務局	それでは、今回の修正内容についてご説明します。 詳細につきましては、新旧対照表によりご説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、新旧対照表の1ページ、タブレットでは資料8 富津市地域防災計画新旧対照表をご覧ください。 新旧対照表については、左の行に、第1編から資料編までの計画書のページを記載し、左から2行目が修正前、左から3行

	目が修正後、一番右の行が修正理由となります。また、緑色の網掛け部分が修正箇所となります。
事務局	まず、災害対策本部設置前の初動体制部分についてですが、現在、「千葉県内房」又は「東京湾内湾」に津波注意報が発表された場合の配備体制については、第1配備ではなく、第2配備としているところですが、近年、遠地地震や火山噴火等を起因とした津波注意報が発表されていることを受け、遠地地震や火山噴火等を起因とした津波注意報が「千葉県内房」又は「東京湾内湾」に発表された場合には、市の初動体制としては第1配備において、まず防災担当部局である防災安全課が情報収集及び被害状況の確認等を行い、状況を把握したうえで、その後の配備体制等の検討を行うよう、修正を行います。
事務局	次に2ページ及び3ページをご覧ください。 行政組織の改編に伴い、構成組織の「資産経営課」を「経営改革・DX推進課」に修正し、それに伴う所掌事務を一部修正しております。
事務局	4ページをご覧ください。 先ほど申し上げました、遠地地震等に伴い津波注意報が発表された場合の配備基準の修正及び行政組織の改編に伴う修正を表にしたものとなります。
事務局	5ページをご覧ください。 通信体制の図についてですが、千葉県地域防災計画に準じて、通信系統図を更新しておりますが、基本的な情報連絡の流れに変更はありません。
事務局	次に6ページから9ページにつきましては、電話番号や部署

	名等の時点修正となります。
事務局	<p>次に 10 ページをご覧ください。</p> <p>災害廃棄物の処理について、国の災害廃棄物対策指針及び富津市災害廃棄物処理計画との整合を図り、「粗大ごみ」を「片付けごみ」に、「一時集積場所」を「仮置場」に修正しております。</p> <p>また千葉県からの助言により、災害廃棄物処理が困難な場合における県への事務委託に関する内容を追記しております。</p>
事務局	<p>次に 11 ページから 13 ページにつきましては、千葉県地域防災計画に準じた修正や、法人名、部署名等の時点修正となります。</p>
事務局	<p>14 ページ上段をご覧ください。</p> <p>千葉県により、土砂災害警戒区域が新たに追加指定されたことによる、時点修正となります。</p>
事務局	<p>14 ページ下段及び 15 ページにつきましては、風水害等の配備体制基準について、福祉避難所の開設・運営を所管する社会福祉課を追加したことによる修正となります。</p>
事務局	<p>次に 16 ページ及び 17 ページにつきましては、時点修正となります。</p>
事務局	<p>最後の 18 ページにつきましては、計画の「資料編」の時点修正になります。</p>
事務局	<p>恐れ入りますが、別資料の「資料編」の冊子をご覧ください。</p> <p>また、タブレットでは資料 8-6 資料編をご覧ください。</p> <p>それでは、資料の 9 ページ、タブレットでは 12 ページをご覧</p>

	ください。 切迫した災害から危険を回避するために一時的に避難する場所である「指定緊急避難場所」の一覧について、次ページにかけて更新をしております。
事務局	次に 13 ページ、タブレットでは 16 ページをご覧ください。 一般の避難所での避難生活が困難な高齢者や障がいのある方など特別な配慮を必要とする人が避難生活をする「指定福祉避難所」を更新しております。
事務局	次に資料の 35 ページ、タブレットでは 38 ページをご覧ください。 本ページからは 9 ページにわたって「土砂災害警戒区域一覧」の更新をしております。
事務局	次に資料 82 ページ、タブレットでは 85 ページをご覧ください。 本ページから 3 ページにわたって「災害協定一覧」の更新をしております。
事務局	報告第 1 号に係る説明は以上でございます。
会長	事務局の説明は終わりました。何かご意見、ご質問等ござりますか。
委員一同	・・・(意見なし)・・・
会長	ほかにご意見、ご質問等はございませんか。 ご質疑等がなければ、報告第 1 号については、終了いたしま

	す。
会長	続きまして、報告第2号「今後のスケジュールについて」を報告いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、報告第2号「今後のスケジュールについて」、ご説明いたします。本報告における会議資料はございません。</p> <p>富津市国土強靭化地域計画（素案）につきましては、本日の会議から11月21日金曜日までの間に賜りましたご意見の内容について、事務局にて検討し、修正した計画（素案）を、12月17日に開催予定の富津市議会全員協議会にて説明し、そこでもご意見を賜ったのち、1カ月間、パブリックコメントを実施いたします。</p> <p>パブリックコメントで寄せられた意見について、事務局で再度検討し、その後、計画（案）としてまとめます。</p> <p>委員の皆さんには、本日の会議からパブリックコメント後の計画（案）に至るまでのご意見や変更内容等について整理したものを、計画（案）と併せて改めてお示ししたいと考えております。</p> <p>その後、市の意思決定機関である庁議にて計画（案）を説明し、計画として承認されましたら、委員の皆さんに計画書をお届けしたいと考えております。</p> <p>簡単ではございますが、以上で説明を終わります。</p>
会長	事務局の説明は終わりました。何かご意見、ご質問等ございますか。
委員一同	・・・（意見なし）・・・ ほかにご意見、ご質問等はございませんか。

	ご質疑等がなければ、報告第2号については、終了いたします。
会長	続きまして、会議次第5の「その他」に入ります。 委員の皆様方から何かございましたらお願ひいたします。
	・・・(意見なし)・・・
会長	特にないようですので、これをもちまして、本日の議題の一切を終了いたします。ご協力ありがとうございました。
事務局	以上をもちまして、令和7年度第1回富津市防災会議を終了いたします。本日は、ありがとうございました。